



## 第4回体育・スポーツ担当大臣等国際会議

### MINEPS IV

アテネ（ギリシア）、2004年12月6日～8日

### 第III分科会

## 女性とスポーツ

### 勧告

#### 序論

- スポーツと体育における女性参加の機会を増進するという面で、これまでの成果と活動が重要かつ適切なものであったことを確認した上で、第III分科会では、UNESCOの後援で実施されてきた措置（1978年のスポーツと体育に関するUNESCO憲章、プンタデルエステ宣言（MINEPS III）、2003年のアテネ宣言）に加え、1994年のブライトン宣言、1998年の「ウィンドホークからの行動への呼びかけ」、2002年のモントリオール・コミュニケ、さらには、2005年までに国内オリンピック委員会と国際競技連盟の意思決定過程に参画する女性の割合を少なくとも20%にするというIOCの宣言・数値目標に立脚する必要性を認識し、
- 国連が宣言した2005年「スポーツ・体育国際年」（YSPE）を歓迎し、同国際年に関連する活動計画を策定する際には、女性・女子のニーズを勘案し、全ての人を対象に盛り込むよう全加盟国に促すとともに、スポーツと体育の価値観とプラス面を推進するに際してオリンピック教育特有の役割を考慮するよう全加盟国に対して促し、
- 開発に向けた手段としてのスポーツ・体育の役割を強調し、「全ての人のための教育」と「ミレニアム開発目標」という目標を実現する上でスポーツと体育が重要な役割を果たすことを認識し、
- 女性・女子の生活と能力育成、殊に、健康の増進、自尊心、自信の増進、教育への参加と教育成果の促進、社会的団結と社会参画の推進という面において、スポーツと体育が重要な役割を果たすことを認識・強調し、当分科会として以下の勧告を行う。

1. 女性とスポーツの地位向上を目的として既に実施されてきた有意義な取り組みと、これらの成果・財産を全ての人が享受することが望ましい点に鑑み、

UNESCO の後援により構築が予定されている女性、スポーツ、体育関連の情報収集用ウェブサイトについて、その構築・維持管理を支援する資金・人材を提供する旨、ギリシアのスポーツ省から申し入れがあったことを認識し、第 III 分科会としては、以下の勧告を行う。

- ギリシア政府の関係者、UNESCO 関係者、女性・スポーツ関連の主要国際機関の代表者で構成される運営委員会の会合を開催し、UNESCO に対するプレゼンテーションに向けて 2005 年 8 月末までに具体的プロジェクトの内容を起案する。
  - この運営委員会の議長役はギリシア政府の関係者が務め、同委員会の活動計画策定面と予算編成面を担当させる。
2. 立法活動、予算編成、補助金配分が男女平等に及ぼす影響の評価手段を起案する目的で作業部会を設けたというフィンランドの担当大臣の施策につき、関心をもって耳を傾け、各国政府と NGO では、男女平等を実現する手段としてスポーツ予算を活用すべきである。又、共通の枠組を策定して、各国が進捗状況の自己評価に利用できるようにするとともに、実体験・手法の情報交換を推進できるようにすべきである。
  3. スポーツと体育に対する女性・女子の参加機会を拡充するプログラムの資金投入額増加戦略を裏付けるための明確な証拠・データが必要であることを認識し、各加盟国、国内 NGO、国際的 NGO においては、国内事情の概略を調査するプログラム、データを系統的に収集するためのプログラム、この分野における主張内容を裏付けるためのプログラムに投入する資金・人材を見つけ出し、世界の国々・地域相互間で享有できるようにすべきである。
  4. 特に女子について、体を動かす行為に一生涯参加するための技能や自信を制度的に育成するため、学校における体育・スポーツに関して、第 II 分科会の活動と提言が重要であることを認識した上で、第 III 分科会としては、個々人のニーズも取り込んだ上で子供（男子と女子の全員）を対象として体育の授業を実施するカリキュラムにおいて、十分な時間を確保すべきとの勧告内容を支持する。また、この重要な役割については、UNESCO の共同学校プロジェクト・ネットワーク（ASP）を通じて強調した上で、カリキュラムで体育を取り上げた場合の利点（殊に、生涯全般にわたって女子生徒が得られる利益）を具体的に実証できるようにする。
  5. 訓練を受けた女性職員の数が十分でない国において、又、女性や女子の指導には女性自身が当たるのが好ましい、又は必要と考えられている国において、女性が直面している障壁を強調した上で、国際体育・スポーツ科学会議や国際オリンピック委員会などの提携団体との間で、初等教育の体育教育、指導の在り方、公的資格授与、運用に関連して、特に低開発国（LDC）における女性を対象とした適切な研修活動を推進する方策について UNESCO が協議を行うべきであるというチュニジアの提言を支持する。

6. 児童の肥満（特に女子の肥満）が増加していること、性行為の低年齢層化と 10 代女子の妊娠を示す指標が高い数値を示していること、閉経後の女性の間で骨粗鬆症が見られることといった世界的規模の課題に加え、これらの課題に対処する場合に体育と身体的運動が大きな役割を果たすことを認め、加盟国においては、これらの課題に対処する政策プログラムを策定するとともに、適切な結果調査の制度も併せて設けるべきである。
7. 女子・女性向けの機会を拡充し、文化を持続させ、開発の方策としてスポーツを活用する際に、伝統的競技・種目・舞踊が果たす役割を評価し、第 III 分科会としては、この分野の振興計画を設けている加盟国が TAFISA（伝統的競技・種目・舞踊の推進と意見交換を活動内容とする国際的 NGO）に対して照会を行うべきであると考えます。
8. 特殊なニーズを抱える人々や主流から外れた人々でもスポーツや体育に参加できる機会を拡充する方向で女性がこれまでに見せてきた貢献を認識するとともに高く評価し、又、この種の分野における男性の参加程度が比較的低いことに鑑み、加盟国と各種 NGO においては、この種の取り組みに参加する男性の数を増やしていく方策を検討すべきである。
9. 2006 年 5 月 11 日～14 日の日程で日本の熊本で開催予定の第 4 回世界女性スポーツ会議に、少なくとも代表者を 1 名派遣して欲しいとの日本側提案を支持するよう、加盟国に対して要請する。

(文部科学省仮訳)